最終更新日：2019年6月26日
株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイド
代表取締役社長 瓜生　憲
問合せ先：経営管理部
証券コード：4436
https://minkabu.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、全てのステークホルダーと信頼関係を築き持続的な成長と発展を遂げるため、経営の健全性、遵法性、及び透明性の確立が不可欠であると認識しており、そのための経営体制を構築することを、コーポレート・ガバナンスの取組みの基本方針としております。また、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を認識し、コーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

全ての基本原則を実施しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
FinTechビジネスイノベーション投資事業有限責任組合	1,020,000	7.85
ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社	980,300	7.55
株式会社朝日新聞社	850,000	6.54
瓜生憲	730,000	5.62
起業投資事業有限責任組合2号	619,500	4.77
起業投資事業有限責任組合1号	540,000	4.16
MICイノベーション3号投資事業有限責任組合	501,900	3.86
MSIVC2008V投資事業有限責任組合	500,000	3.85
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	410,300	3.16
BRAVE GO.,LTD.	325,000	2.50

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
濱野　信也	他の会社の出身者											
石橋　省三	他の会社の出身者											
吉村　貞彦	公認会計士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
濱野　信也	○	○	―	濱野信也氏は、事業会社における会社経営や組織運営に関する豊富な経験を有し、当社の経営に対し様々な助言及び意見を頂くことを期待し選任しております。また、独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。

石橋　省三	○	○	―	石橋省三氏は、大手証券会社を経て上場会社を含む複数の法人の役員や理事を務め、会社経営や組織運営に関する豊富な経験を有し、当社の経営に対する様々な助言及び意見を頂くことを期待し選任しております。同氏は当社株式を15,000株保有しておりますが、保有率は本報告書提出日現在の発行済み株数基準で0.12%と寡少であること、その他の人的資本的関係はないことから、独立性の要件を満たし、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。
吉村　貞彦	○	○	―	吉村貞彦氏は、公認会計士として大手監査法人の要職に就かれ豊富な経験と高度な専門知識を有しており、当社の経営に対し様々な助言及び意見を頂くことを期待し選任しております。また、独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし

現在の体制を採用している理由

常勤監査等委員により、適切な情報の伝達、十分な情報の収集、会計監査人や内部監査室との緊密な連携を実現できていることから、監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人を置いておりません。監査等委員会がその職務を補助する取締役及び使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、監査等委員会を補助すべき使用人を置き、使用人の任命、異動、評価、指揮命令権限等は、監査等委員会の事前の同意を得るものとし、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性と指示の実効性を確保するものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

■監査等委員会と会計監査人の連携状況
決算期を鑑みた定期的な報告及び意見交換を行う他、適宜、意見交換の場を設定し、その内容を監査業務に反映いたします。
■監査等委員会と内部監査部門の連携状況
内部監査部門は、監査等委員会に対し定期的に業務監査内容についての報告を行うとともに、常時、意見交換を行い、その内容を監査業務に反映いたします。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	―	―	―	―	―	―	―	―
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	2	0	1	1	0	0	社外取締役

補足説明 更新

取締役会の諮問機関として、半数以上を独立社外取締役で構成する報酬諮問委員会を設置し、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬決定プロセスの透明性及び客観性の向上を図っております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員を全員独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

中長期的な業績及び企業価値の増大への貢献意欲を高めることを目的として、取締役、従業員等へのインセンティブとしてストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明 更新

本報告書提出日現在の付与状況は以下のとおりであります。
取締役7,000個、従業員他3,723個

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者が存在しないため、個別報酬の開示は行っておりません。
監査等委員でない取締役、監査等委員である取締役の報酬等は、それぞれ総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

監査等委員でない取締役の報酬額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、社外取締役を委員長とする報酬諮問委員会での諮問結果に基づき、各取締役の職務と実績に応じて、代表取締役社長が決定するものとしております。監査等委員である取締役の報酬額は、監査等委員会での協議により、決定がなされております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役のサポートは基本的に経営管理部が行い、取締役会をはじめとする重要会議の資料の配布や会計監査に関する情報を提供しております。また、社外取締役のうち1名は常勤社外取締役として、週次で開催される経営会議へのオブザーバー参加など、当社の事業並びに組織運営の状況等を直接把握し、他の社外取締役に必要に応じ共有し得る体制となっており、独立役員が期待される役割を果たすための環境は整備されていると考えております。その他、内部監査に関する情報は内部監査室又は各内部監査担当者より報告し、情報の共有を図っております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社の機関設計は取締役会、監査等委員会及び会計監査人設置会社であり、社長直下組織として内部監査室を設置し、これらを軸にコーポレート・ガバナンスの維持強化を図っております。
取締役会は業務執行取締役3名と社外取締役・監査等委員3名で構成され、毎月半ばまでに開催して重要事項の決定及び事業の状況等の報告を行っております。資料は事前に配布され、各取締役が会議に先立ち各議案や報告内容等を確認検討する十分な時間を確保するとともに、取締役会に先立って開催される監査等委員会においては、適宜、監査等委員会としての意見形成がなされております。取締役会においては、各取締役から奇譚ない意見が出され、健全な議論がなされており、業務執行にかかる取締役相互の監査・監督がなされております。
また、監査等委員会に関しましては、前述のとおり社外取締役3名で構成し、取締役会の前に開催されております。また、監査等委員のうち1名は常勤であり、週次で開催される経営会議への出席や稟議の閲覧など、日常的な監査が行われており、ガバナンスの重要な機能が担われているも

のと考えております。更に、内部監査に関し、専任担当者はおりませんが、社長直下組織として内部監査室を設置して独立的な監査が可能な体制を構築し、各担当者におきましても所属する部署の監査を行わないよう配慮しております。監査等委員会や会計監査人とも適宜連携が図られており、三様監査が機能しているものと認識しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の指名については監査等委員会としての意見を確認することとしております。報酬につきましては社内取締役と社外取締役で算定方法を区別する具体的な方針は定めておりません。なお現在、監査等委員で無い社外取締役はおらず、社内取締役につきましては、その全員が常勤取締役であり、株主総会で承認された範囲にて、社外取締役を委員長とする報酬諮問委員会での諮問結果に基づき、管掌や責務に応じ、当社業績動向や貢献度、市場動向を踏まえ、代表取締役にて決定しております。
また、現在当社の社外役員はその全員が監査等委員であり、その報酬は監査等委員会で決定されております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

監査等委員会に関しましては、各監査等委員が取締役として取締役会での議決権を有すること、その過半数が社外取締役であること等から、業務執行と監督の分離を保持しつつ、強い監督機能が発揮されるものと考えております。また、コンプライアンス委員会及び内部監査室の設置により、コンプライアンス体制を整備するとともに、経営会議の設置により、迅速な意思決定並びに経営活動の効率化を図っております。さらに、意思決定の過程における重要な法的判断については、顧問弁護士と連携を図り、これら各機関が相互に密接に連携することにより、経営及び業務執行の健全性、透明性、遵法性、並びに効率性の確保を図っております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	法定要件を満たした上で日程調整を行い、株主様の便宜をはかり、集中日を回避すべく開催を検討いたします。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットを通じた議決権行使を実施しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後、検討すべき事項と考えております。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知記載の株主総会上程議案の抄訳を提供しております。
その他	取締役会での株主総会招集の決議後速やかに、招集通知の発送に先立って、当社ホームページへの招集通知の掲載を実施しております。

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページIRサイトにて、情報開示にかかる方針を掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会を開催し、代表者をはじめとした当社の経営者が経営方針、業績についての説明する方向で検討を進めております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に決算説明会を実施しております。また、必要に応じて機関投資家への説明会も実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後、検討すべき事項と考えております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページIRサイトにて、適時開示資料等の各種IR資料、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR活動については、経営管理部にて担当しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社ホームページIRサイトにて、情報開示にかかる方針を公開しております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	今後の検討事項と認識しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページIRサイトにて、情報開示にかかる方針を公開しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制を整備するため、以下のとおり、内部統制システムの整備に関する基本方針を定めております。なお、「e. 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制」に関しまして、当社は本報告書提出日現在、連結子会社又は関係会社を有しておりませんが、組織運営における可能性に鑑み基本方針として定めております。

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
① 事業活動における法令、企業倫理、社内規程の遵守を確保するため、遵守すべき基本的な事項を「コンプライアンス基本方針」として定め、当社グループの役員及び使用人に周知徹底を図る。
② コンプライアンス委員会を設置し、法令、定款、社内規程及び行動規範等、職務の執行に当たり遵守すべき具体的な事項についての浸透、定着を図り、コンプライアンス違反を未然に防止する体制を構築する。
③ 定期的に内部監査を実施し、それぞれの職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。
④「内部通報処理規程」により、公益通報者保護法への対応を図り、通報窓口の活用を行いコンプライアンスに対する相談機能を強化する。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が「職務権限規程」に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書管理規程」に基づき、定められた期間保存するものとする。

c. 損失の危険（以下「リスク」という。）の管理に関する規程その他の体制
① 経営に重大な影響を及ぼす様々なリスクに対して、リスクの大小や発生可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により、リスクを最小限にするべく対応を行う。
② リスクの防止及び会社損失の最小化を図ることを目的として、「リスク管理規程」を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
① 毎月1回取締役会を開催し、法令又は定款で定められた事項並びに経営に関する重要事項の決定並びに審議・意見の交換を行い、各取締役は連携して業務執行の状況を監督する。
② 環境変化に対応した会社全体の将来ビジョンと目標を定めるため、中期経営計画及び単年度予算を策定する。経営計画及び年度予算を達成するため、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」により、取締役、使用人の責任を明確にし、業務の効率化を徹底する。
③ 執行役員制度を導入し、権限委譲を行うことで業務執行体制を明確化するとともに、機動的かつ効率的な経営体制を構築する。
④ 取締役会の諮問機関として、半数以上を独立社外取締役で構成する報酬委員会を設置し、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬決定プロセスの透明性及び客観性の向上を図る。

e. 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
①「関係会社管理規程」に基づき、子会社及び関連会社に対する適切な経営管理を行うものとする。
② 連結対象子会社に対しては、定期的に内部監査を実施するとともに、当社監査等委員が必要に応じて監査を行い、業務の適正を確保する体制を整備する。

f. 監査等委員会の職務を補助する使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
① 監査等委員会から職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、適切な人材を配置するものとし、配置にあたっての具体的な内容（組織、人数、その他）については相談し、検討する。
② 前号の使用人の人事異動および考課については、監査等委員会の意見を聴取し尊重した上で行うものとし、その指揮命令権は監査等委員会にあり、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保する。

g. 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制
監査等委員は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役等にその説明を求める。

h. その他監査等委員の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制
① 代表取締役社長と監査等委員は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合をもつこととする。
② 監査等委員は、内部監査担当者と連携し、監査の実効性を確保する。
③ 監査等委員は、会計監査人との間で適宜意見交換を行う。

i. 反社会的勢力を排除するための体制
① 当社及び子会社は、「コンプライアンス基本方針」に基づき、反社会的勢力との関係遮断に取組むこととする。
② 警察当局や特殊暴力防止対策連合会、顧問弁護士等の外部専門機関とも十分に連携し、情報の共有化を図り、反社会的勢力を排除する体制を整備する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社及びその特別利害関係者、株主、取引先等は反社会的勢力との関係は無いと認識しています。

当社は、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成19年6月　犯罪対策閣僚会議幹部会申し合わせ）を基本理念として尊重し、これらに沿って運営を徹底すべく、「反社会的勢力排除規程」及びその具体的細則を定めた「反社会的勢力対応マニュアル」を定め、当社及び全ての役員、従業員の反社会的勢力との遮断の周知徹底を図っております。併せて、取引先との間で締結する基本契約書では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の暴力団排除条項を盛り込んでおります。

また、反社会的勢力に関する情報収集や個別相談等のため、公益財団法人 暴力団追放運動推進都民センターの活用を進めてまいります。

取引先等に対して行う反社会的勢力チェックの具体的方法は「反社会的勢力対応マニュアル」に基づくものとし調査対象により、それぞれ以下のとおりであります。

a. 新規取引先に対するチェック方法

会社及び代表者（個人の場合は本人のみ）を対象として、日本経済新聞社が提供するデータベース（日経テレコン21）による記事検索、及び、インターネットを通じた検索によりチェックを行うとともに、可能な限り面談を行うこととしております。検索の結果、不良情報がある場合は、必要に応じて警視庁や都道府県警察組織犯罪対策本部、財団法人暴力団津法センター等を利用することとしております。なお、取引契約の締結においては、契約に反社条項を設ける、又は反社確約書の差し入れを受け、これらに抵触した場合の契約解除要件を明確にしております。

b. 継続取引先に対するチェック方法

継続取引先に対しては、1年に1度を目安に、新規取引先と同様の記事検索及びインターネット検索を実施し、状況の確認を行うこととしております。

c. 株主に対するチェック方法

当社株主名簿確定時に当社株主の上位20名に大きな変動を確認した場合、新規取引先と同様の記事検索及びインターネット検索を実施致しております。なお、大量保有報告書の提出により大きな変動が確認できた場合も同様に実施しております。

d. 役員に対するチェック方法

役員に対しては、就任時に、本人及び関連当事者、並びに本人が在籍していた過去の勤務先を対象に、新規取引先と同様の記事検索及びインターネット検索、並びに、面談を実施いたしております。

e. 従業員に対するチェック方法

従業員に対しては、採用決定時に、本人を対象に、新規取引先と同様の記事検索及びインターネット検索、並びに、面談を実施いたしております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明 更新

本書提出日現在、特別な買収防衛策を導入しておりません。また、具体的な導入予定はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

現在の適時開示にかかる社内体制の状況については、次のとおりであります。

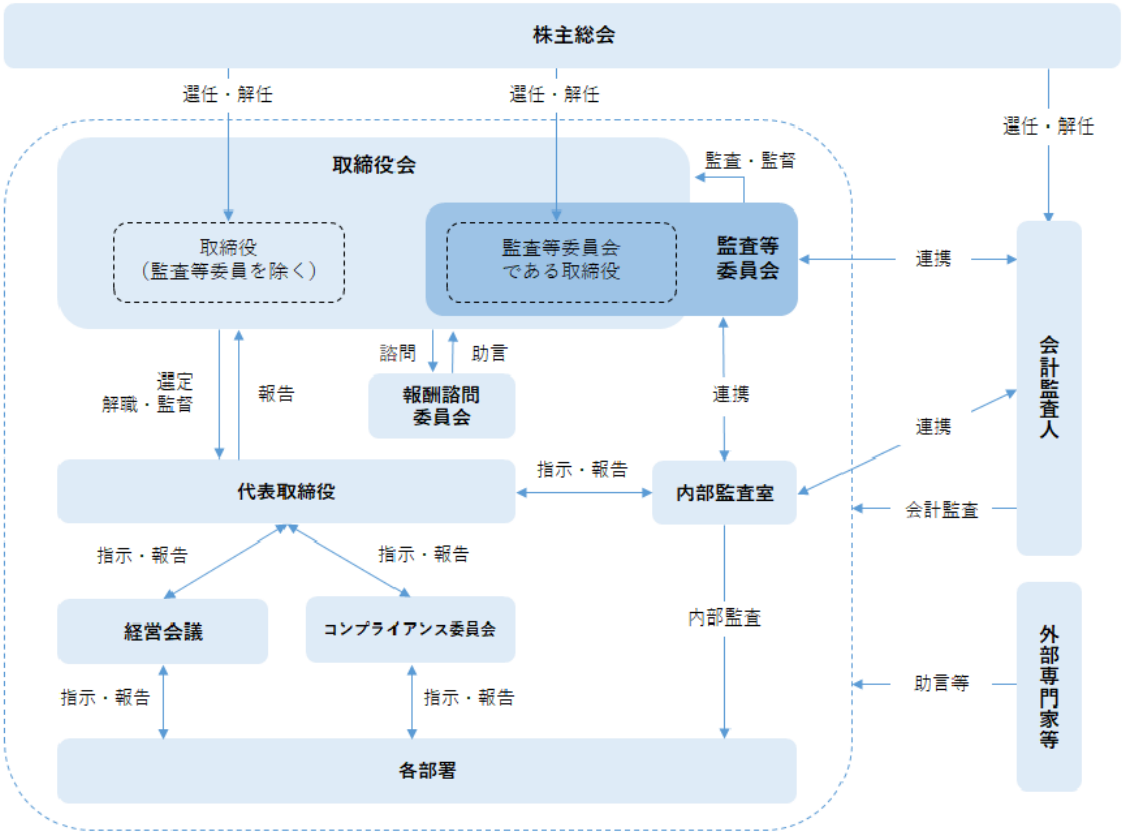
株主総会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
取締役会
監査・監督
取締役
（監査等委員を除く）
監査等委員会
である取締役
監査等
委員会
連携
会計監査人
諮問
助言
選定
解職・監督
報告
報酬諮問
委員会
連携
連携
代表取締役
指示・報告
内部監査室
会計監査
指示・報告
指示・報告
経営会議
コンプライアンス委員会
内部監査
助言等
外部専門家等
指示・報告
指示・報告
各部署

【適時開示体制の概要】

決定事実・発生事実における開示体制およびフロー

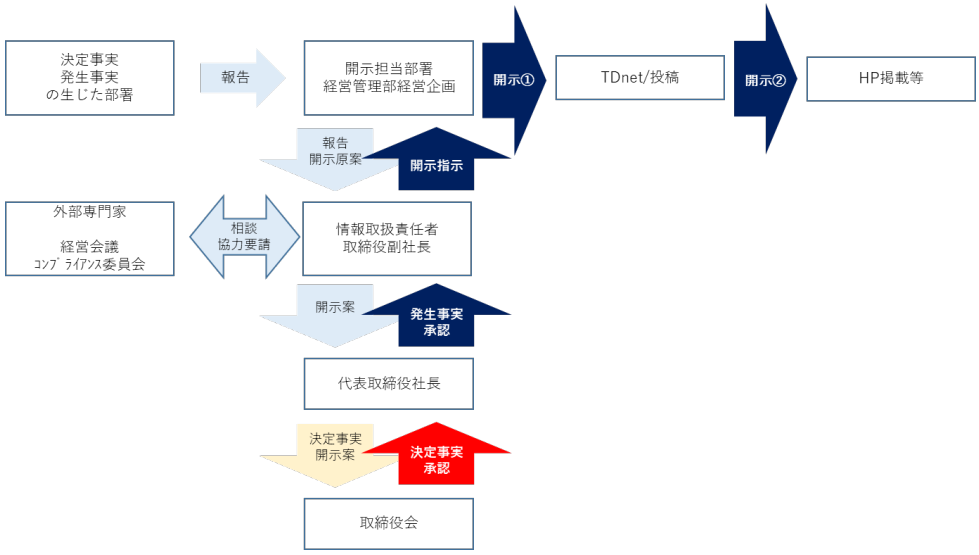

決算にかかる開示体制及びフロー

